

至学館大学同窓会

会員への助成金に関する内規

(2) 正会員に関する助成

第1条 この規程は、至学館大学同窓会（以下「本会」という）の会員が卒業後に社会的に顕著な活躍が認められた活動に対して助成する場合に必要な事項について定めるものとする。

第2条 正会員に対する助成は原則年1回とする。

項 目	助 成 金
全国大会	原則一人3万円以内
国際大会	原則一人5万円以内

第3条 正会員に対する助成は次の場合とする。

- (1) 助成を希望する個人または推薦人から申請があり、本会がこれを認めたとき。
- (2) 本会が活動の趣旨に賛同し本会から主催する団体または個人に申し出をし、主催者がこれを受け入れたとき。

第4条 正会員に対する助成は次の手続きを要する。

- (1) 助成を希望する個人または推薦人は必要事項を記入した申請用紙を本会事務へ提出する。申請に必要な書類の記載内容は次のとおりとする。
 - ア) 氏名、卒業年度、卒業学部・学科、助成を必要とする理由、推薦の理由
 - イ) 大会開催を証明する書類
- (2) 本会事務局は受理した申請を本部役員会に提出する。
- (3) 本部役員会で審議し、助成金額を決定する。

第5条 その他本会ならびに母校にとって極めて価値あるものと判断される場合はこの限りではない。

第6条 この規程の改正は、役員会の議決をもって行うことができる。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 20 日から施行する。